

26. 複合型そうざい製造業

- 第25号（そうざい製造業）を行う者が、HACCPに基づく衛生管理を行う場合に限り、第25号の営業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコンその他これらに類するものを含む。）の製造に係る営業を除く。）、麺類製造業に係る食品を製造する営業です。

